◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９０号（H27.　3. 13）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝３件（３月７日～３月１３日分）
（１）特定バスの車両火災
（２）乗合バスとオートバイの衝突事故
（３）法人タクシーの死傷事故
２．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
３．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
４．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
５．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝３件】（３月７日～３月１３日分）

（１）特定バスの車両火災

３月６日（金）午後４時０４分頃、茨城県の交差点において、同県に営業所を置く特定バス（乗客１名、添乗員２名）が、当該交差点付近で信号待ち中に火災が発生した。

この事故による乗客、乗員の負傷者はなかった。

バスの左後方から煙が上がっていたため、運転者が降車して確認したところ、エンジンルームから火が上がっており、消火器による消火を行い、その後、消防車の放水により鎮火した。

（２）乗合バスとオートバイの衝突事故

３月７日（土）午後１時１３分頃 神奈川県の国道の交差点において、同県に営

業所を置く乗合バスが右折矢印信号に従い右折を開始したところ、対向の直進オートバイと衝突した。
この事故でオートバイの運転者がで死亡した。
乗合バスの乗員及び乗客に負傷者はなし。

（３）法人タクシーの死傷事故
３月７日（土）午前３時４０分頃 神奈川県の県道の交差点（信号機有り）において、神奈川県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、当該交差点を青信号で通過後、当該交差点の横断歩道の先を、右側から横断してきた歩行者をはね死亡させた。

◇◇◇

平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

◇◇◇

さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

【９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇

今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆